

H14. 8 .26 制定
H15. 4 . 1 改正
H16. 4 . 1 改正
H23. 1 .14 改正

教職員の懲戒処分の公表基準

平成 23 年 1 月 14 日
愛媛県教育委員会

愛媛県教育委員会が、地方公務員法に基づいて実施した懲戒処分については、次の基準により公表することとする。

1 目的

公務員倫理の確立と情報公開の観点から、教育委員会の行った懲戒処分を公表することにより、教職員に公務員としての自覚を喚起するとともに、教育行政に対する県民の理解と信頼を確保することを目的とする。

2 公表する処分

地方公務員法に基づく免職、停職、減給又は戒告の懲戒処分

3 公表時期及び公表方法

教育委員会において処分が決定された後、速やかにその決定内容を報道機関に提供するとともに、教育委員会ホームページに掲載する。

4 公表内容

(1) 公表する項目

処分年月日、処分内容、被処分者の所属（事務局、教育機関、公立小学校、公立中学校、県立学校とする。）職位（事務局：課長級、係長級、一般職員等 学校：校長、教頭、教諭等）年齢（何十歳代）性別、処分事由（事案の概要）とする。

(2) 公表しない項目

所属課所（学校）名、氏名等、個人が特定される情報は公表しない。

なお、収賄事件又は横領事件など非行内容が重大で、社会に及ぼす影響が著しい事案の場合や、警察等で所属や氏名等が公にされている場合については、所属課所（学校）名、氏名、年齢も公表する。

5 公表の例外

被害者及び関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するために必要だと判断した場合には、4 に定める事項の一部又は全部を公表しない。

6 その他

訓告及び厳重注意の実施状況についても、必要な範囲で公表する。